

仕 様 書

1 業務名

長野県宿泊税の周知に係るデジタル広報業務

2 目的

本県では、世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策を進めるため、宿泊税を導入することとしている。

本業務は、宿泊税制度について広く周知を行い、宿泊客、宿泊事業者及び県民等の理解促進を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 映像・静止画コンテンツの制作

本業務において使用する動画及び静止画等の広報素材について、企画・制作するものとする。

字幕、音声、サイズ等について、実施する広告掲出により適した形とすること。

(2) WEBサイト等における広告

(1)で制作したコンテンツを活用し、WEBサイト(Google、Yahoo!等)、SNS(Instagram、X(旧Twitter)、YouTube等)、オンライン旅行代理店が運営するサイト(じゃらん、楽天トラベル、Booking.com、楽天トラベル特集ページ等)において、ターゲット層に応じた広告配信を行うこと。

広告配信にあたっては、配信方法、配信対象、期間、配信・表示回数等を明示した計画書を提出すること。

(3) デジタルサイネージ等における広告

県内外の主要駅や高速道路のサービスエリア、その他宿泊者が多く訪れる場所でデジタルサイネージ等による広告掲載を実施すること。

掲載にあたっては、施設管理者等と調整を行い、適切な期間・時間帯での配信を実施すること。

なお、期間及び場所は別表に基づき実施することとする。ただし、掲載場所の使用状況等の都合により別表のとおり実施できない場合は、同等の効果が期待できる期間、場所及び方法を提案すること。

(4) 効果測定

3(2)及び(3)を実施後、アクセス解析、視聴回数等により効果測定を実施し、報告書を提出すること。必要に応じてアンケート調査を実施し、定量的・定性的な評価を行うこと。

4 成果品・納品

3(1)におけるコンテンツデータ及び3(4)における報告書

(1) 納入場所

長野県庁観光スポーツ部山岳高原観光課

(2) 納入方法

CD-R、DVD-R又はUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

- (3) 納入期限
令和8年3月31日

5 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

ア 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は委託者に帰属するほか、委託者は、本業務の成果品を、自ら又は委託者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

イ 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受託者において調査・確認を行うこと。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

6 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。

(別表)

期間	場所
1 か月程度（3月中旬を含む）	J R 県内主要駅ビジョン（長野、松本、ほか1 か所以上）
	首都圏駅構内ビジョン（東京駅ほか2 か所以上）
2 か月程度（3月中旬を含む）	しなの鉄道車両内ビジョン
	高速道路 S A （長野県方面に向かう高速道路 S A 5 か所以上）